

菰野町一般廃棄物処理基本計画（案）

（生活排水編）

令和8年3月

菰 野 町

第1章 総論	1
第1節 基本計画策定の目的	1
第2章 菰野町の概要	2
第1節 位置と地勢	2
第2節 沿革	2
第3節 社会環境	3
第4節 水利用状況・水環境状況	6
第3章 生活排水処理の現況と課題	12
第1節 生活排水処理の概要	12
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の収集状況	14
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	16
第4節 生活排水処理の課題	19
第4章 生活排水処理基本計画	20
第1節 生活排水処理の基本方針	20
第2節 計画期間	21
第3節 生活排水の処理主体	21
第4節 生活排水処理基本計画	21
第5節 し尿及び生活雑排水の収集運搬計画	24
第6節 計画の進捗管理	25
第7節 生活排水対策に関する取組	26

資料1

第1章 総論

第1節 基本計画策定の目的

第1項 計画策定の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。また、一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、所定の事項を定めるものとされています。

本町における生活排水対策は、昭和49年に「菰野町公共下水道基本計画」が策定され、平成12年3月に公共下水道の供用が開始されました。また、平成6年度から公共下水道を補完する「菰野町合併処理浄化槽設置整備事業」を実施するなど対策に取り組んできました。その結果、汚水処理人口普及率は令和6年度に94.8%となりました。

なお、三重県全体の生活排水処理の整備率は令和6年度に全国平均93.7%を下回る90.0%にとどまりました。三重県は、生活排水処理を所管する三省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、とりまとめた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、今後10年程度を目途とした生活排水処理の概成を目指し、令和7年度までに生活排水処理の整備率を95%とすることを目標としています。

本町では、生活排水処理の概成の目標年に近づき、国の方針で示されている目標の95%以上は達成できる見通しです。このような背景のもと、最新の生活排水処理施設の整備状況、最新の人口減少や地域特性、経済状況等を考慮して、菰野町生活排水アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）の見直しを行いました。

この菰野町一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）（以下「生活排水処理基本計画」という。）は、アクションプランの見直しを反映させ、長期的、総合的視点に立って、効率的な生活排水処理体系を確立するための基本的施策を示すものです。

第2項 計画の期間と位置づけ

本計画は、平成28年3月に策定した「生活排水処理基本計画」の2次目標年次とする令和7年度を終えるにあたり、令和8年度を初年度とし、令和12年度を第1次目標年次、令和17年度を第2次目標年次とする向こう10年間の生活排水処理対策を行うための基本施策について方向づけを行うものです。

三重県では、「三重県生活排水処理アクションプログラム」が策定されており、アクションプランの上位計画に位置付けられています。また、これらは本計画の上位計画に位置付けられません。

本計画では、上位計画に掲げられている施策を反映することとし、社会的な情勢等による大きな変化も想定し得ることから、適宜見直しが必要です。

第2章 菰野町の概要

第1節 位置と地勢

菰野町は図2-1に示すとおり三重県の北部に位置し、境界は、西は鈴鹿山脈を境として滋賀県と、北はいなべ市と、東及び南は、四日市市と接しており、地勢的には、東西約13km、南北約10.6kmに広がっています。

本町の地形は鈴鹿山脈に連なる西部山岳地帯と、その山麓の高原地帯及び東部の平坦部に三分され、起伏に富んだ雄大な自然に恵まれています。

山麓には緑の丘陵地や清らかな溪谷が形成され、南部の三滝川及び金溪川、北部の朝明川、中部の海蔵川が四日市市を経て伊勢湾に注いでいます。



図2-1 位置

第2節 沿革

本町は、古代から中世にかけて、八風峠や根の平峠において近江と伊勢を結ぶ交易路として栄え、その後、近世になり慶長5年(1600年)関ヶ原の戦い直後、土方丹後守雄氏を員弁郡石樽村から元東薦野村に移封して以来一躍して士民雑住の城下町として成長しました。明治期になると新しく市町村制が施行され、昭和の町村合併促進法による合併を繰り返し、現在の菰野町が、昭和32年1月15日に誕生し、現在に至っています。

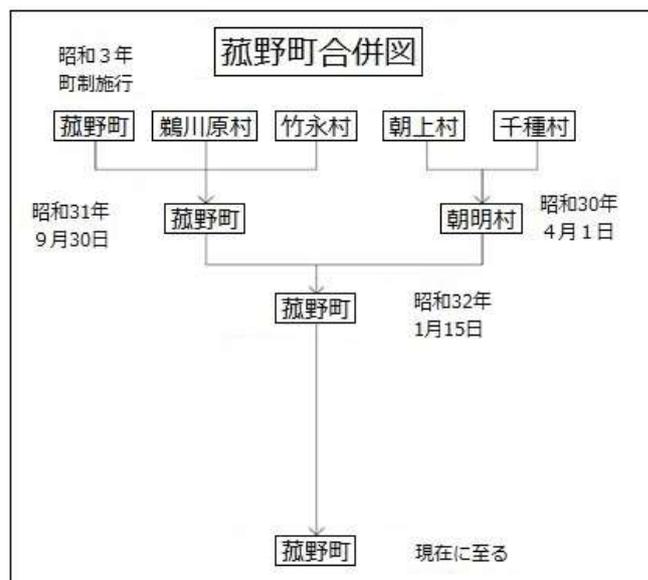


図2-2 沿革図

第3節 社会環境

第1項 人口及び世帯数

1. 年度別人口と世帯数の推移

本町の人口及び世帯数の推移を表2-1に示します。

本町では、平成27年度から令和6年度の10年間に人口が883人減少し、世帯数が1,609戸増加し、人口の平均増減率は-0.24%となっています。平成28.29年度、令和2年度には前年比増となったものの、減少基調にあります。

表2-1 人口及び世帯数の推移

年度	総数	男性	女性	世帯数	世帯人口 (人/戸)
平成27年	41,540	20,471	21,069	15,828	2.62
平成28年	41,803	20,643	21,160	16,089	2.60
平成29年	41,820	20,709	21,111	16,284	2.57
平成30年	41,738	20,659	21,079	16,461	2.54
令和元年	41,610	20,623	20,987	16,666	2.50
令和2年	41,670	20,641	21,029	16,903	2.47
令和3年	41,390	20,451	20,939	16,964	2.44
令和4年	41,189	20,423	20,766	17,126	2.41
令和5年	40,931	20,317	20,614	17,281	2.37
令和6年	40,657	20,212	20,445	17,437	2.33

(各年度末時点)

2. 人口分布

令和2年度における5歳階級別人口を図2-3に示します。男女共に年少人口、生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっています。

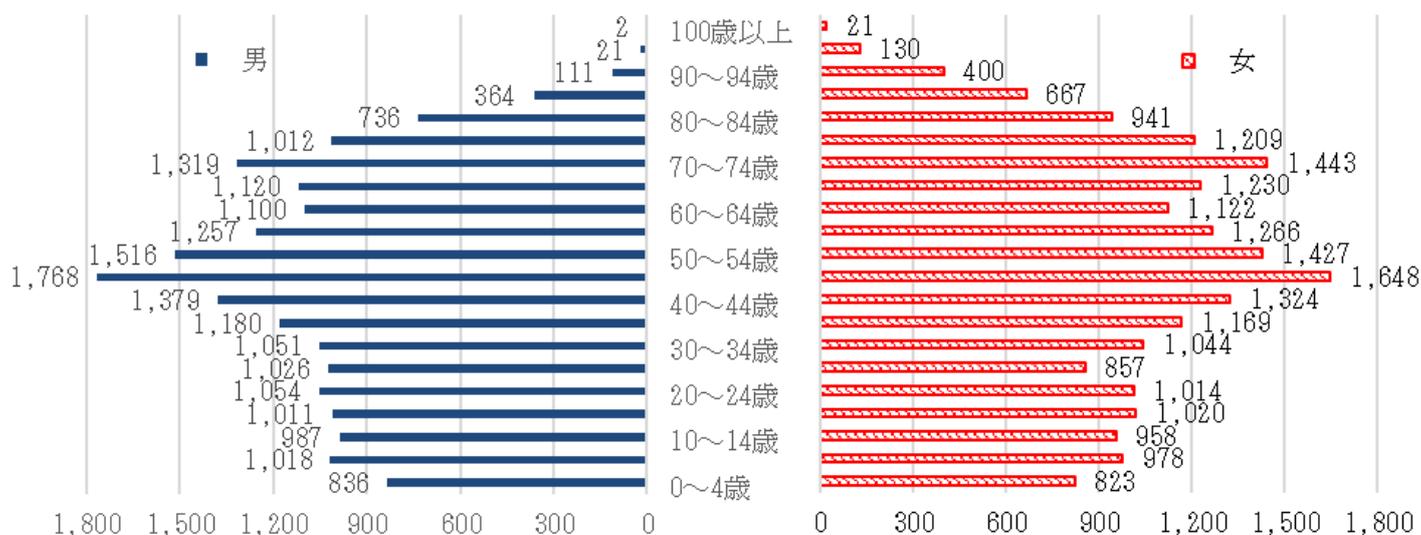


図2-3 菰野町の年齢階層男女別の人口 出典：令和2年国勢調査 総務省統計局不詳補完値

3. 地域分布

本町は、現在の菰野町となるまでに合併を行っており、合併前から存在する5つの町村を基に地区として大別されます。

「菰野地区」は、菰野城の城下町として発展し、歴史的文化財が数多く存在しており、鈴鹿国立公園区域内の御在所岳の中腹には、湯の山温泉があり温泉街を形成しています。「鶴川原地区」は、優良農地が広がる自然豊かな地域となっており、本町の農業基盤を支えています。「千種地区」は、役場本庁舎や菰野町図書館などがあり、鈴鹿国立公園区域内及び鈴鹿山脈の山麓部には、三重県民の森、朝明キャンプ場などのレクリエーション施設が点在しています。「朝上地区」は、国の天然記念物に指定されたシデコブシ群落があり、尾高キャンプ場や八風キャンプ場など豊かな自然を生かしたレクリエーション施設が点在しています。また、「竹永地区」は、県指定史跡である竹成五百羅漢など歴史的文化財が存在しています。



図2-4 地区の位置図

4. 地区の動向

地区別の人口及び世帯数を表2-2に、地区別の人口割合を図2-5に示します。菰野地区が人口、世帯数ともに一番多く、次いで朝上地区、千種地区、竹永地区、鶴川原地区の順となっています。

	人口 (人)			世帯数 (戸)
	総数	男	女	
菰野地区	16,735	8,192	8,543	7,345
鶴川原地区	3,922	1,916	2,006	1,534
竹永地区	5,751	2,954	2,797	2,398
朝上地区	8,487	4,328	4,159	3,747
千種地区	5,762	2,822	2,940	2,413
合計	40,657	20,212	20,445	17,437

表2-2
地区別人口及び世帯数
(令和7年3月31日現在)

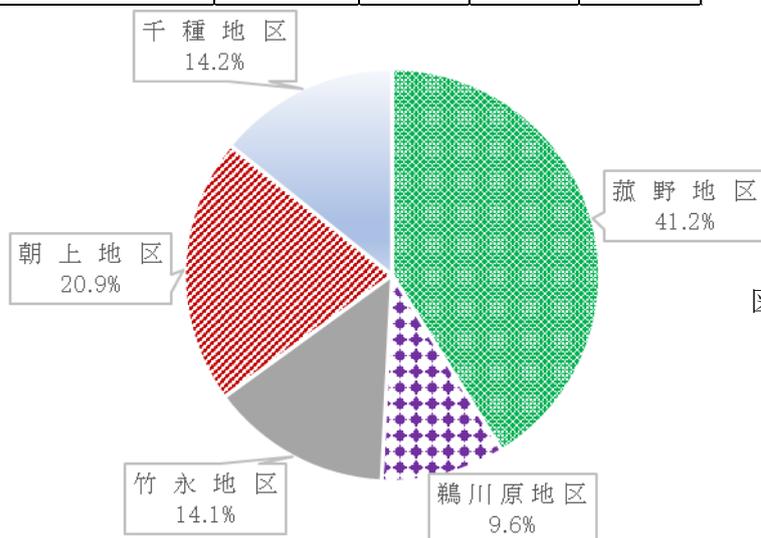


図2-5 地区別人口割合

第2項 産業動向

産業別就業人口を表2-3に、産業別就業人口割合を図2-6に示します。

本町における令和2年度の産業別人口は、第一次産業が459人(2.3%)、第二次産業が7,381人(36.6%)、第三次産業が11,571人(57.4%)となっており、第三次産業に携わる割合が最も高くなっています。

表2-3 産業別就業人口

区分	菰野町				三重県			
	平成27年度		令和2年度		平成27年度		令和2年度	
	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比
第一次産業	469	2.4%	459	2.3%	31,229	3.6%	26,455	3.1%
第二次産業	7,291	37.1%	7,381	36.6%	270,322	31.0%	259,965	30.7%
第三次産業	11,222	57.1%	11,571	57.4%	541,969	62.1%	529,951	62.7%
分類不能	670	3.4%	743	3.7%	29,253	3.4%	29,397	3.5%
総数	19,652	100.0%	20,154	100.0%	872,773	100.0%	845,768	100.0%

出典：令和2年、平成27年国勢調査

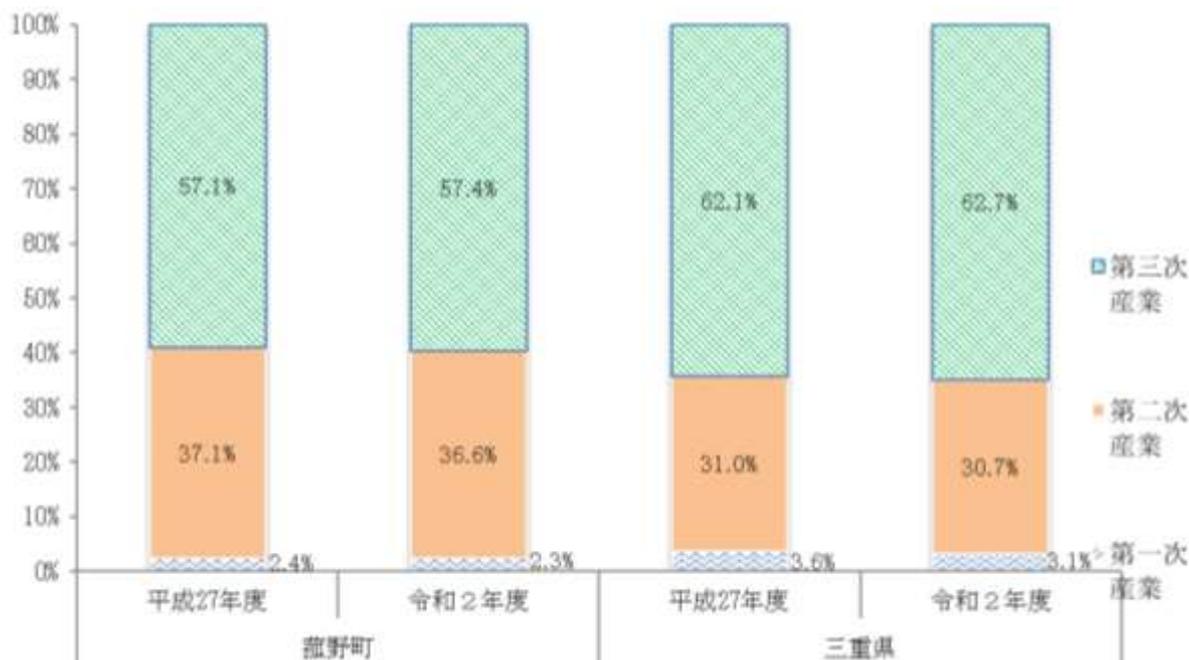


図2-6 産業別就業人口割合

第3項 土地利用状況

土地利用状況については、表2-4に示すように、総面積107.01km²のうち、森林面積が5,313.17haであり、評価総地積のうち田が最も広く、次いで宅地、畑と続いています。

表2-4 土地利用状況

総面積	森林面積	評価総地積	田 (評価総地積)	畑 (評価総地積)	宅地 (評価総地積)
km ²	ha	km ²	km ²	km ²	km ²
107.01	5,313.17	49,512	15,942	4,847	8,758

出典：三重県勢要覧 総面積は境界の一部が未定のため、参考値を示します。

第4節 水利用状況・水環境状況

第1項 水利用状況

本町の上水道事業概要を表2-5に示します。

水道水源は、地下水、表流水及び県営水道による浄水の3種類を水道水源としています。

表2-5 菰野町上水道事業の概要

浄水場名	大羽根浄水場	潤田浄水場	湯の山浄水場	県営水道受水
所在地・受水地	大羽根園(新林町)	潤田	菰野	田光・切畑
水源	地下水(5箇所)	地下水(6箇所)	表流水	浄水
計画 一日最大給水量	7,450m ³ /日	8,750m ³ /日	1,700m ³ /日	3,300m ³ /日
	21,200m ³ /日(認可数値)			
現況 一日最大給水量	16,340m ³ /日(2019年度)			
計画受水人口	41,700人(認可数値)			
現況給水人口	41,035人(2019年度)			
給水対象	本町全域			

出典：菰野町水道ビジョン

第2項 水資源

本町では、鈴鹿山脈を源とする三滝川と朝明川が流れ、これらの河川上流部には、岩肌が露出する地形と川の流れが一体となり、美しい溪谷の景観を有しているところが多く、水質も良好で、アユやアマゴ釣りでも知られています。

町内を流れる主要河川はすべて2級河川で、上述の三滝川、朝明川のほか、海蔵川、それらの支流である田口川、田光川、杉谷川、焼合川、竹谷川、金溪川、赤川があります。町内における主要河川の流域面積等を表2-6に示します。

表 2-6 河川の流域面積等

水系名	河川名	起点		終点	延長(m)
朝明川 流域面積 87.10 km ²	幹川 朝明川	左岸	菰野町千草地先	海に至る	25,294
		右岸	菰野町千草地先		
	朝明川支川 田光川	左岸	菰野町切畑地先	朝明川への 合流点	4,875
		右岸	菰野町切畑地先		
	田光川支川 杉谷川	左岸	菰野町杉谷地先	田光川への 合流点	3,130
		右岸	菰野町杉谷地先		
	田光川支川 田口川	左岸	菰野町田口地先	田光川への 合流点	3,660
		右岸	菰野町田口地先		
朝明川支川 焼合川	左岸	菰野町杉谷地先	朝明川への 合流点	660	
	右岸	菰野町杉谷地先			

水系名	河川名	起点		終点	延長(m)
海蔵川 流域面積 43.8 km ²	幹川 海蔵川	左岸	菰野町大字千草字城岬 2593 番地先	海に至る	18,725
		右岸	同町大字同字同 2599 番地先		
	海蔵川支川 竹谷川	左岸	菰野町大字下村字八反田 25 番の1地先(中堀橋)	海蔵川への 合流点	7,450
		右岸	同町大字吉沢字杉本 115 番の 1地先		

水系名	河川名	起点		終点	延長(m)
三滝川 流域面積 62.3 km ²	幹川 三滝川	菰野町大字菰野字湯の山大石橋上流 320 ^ト に砂防堰堤		海に至る	23,255
		三滝川支川 金溪川	左岸		
	右岸		同町大字同字蔭谷 8305 番地 先		
	金溪川支川 赤川	左岸	菰野町大字菰野字黒元 8271 番地先	金溪川への 合流点	2,560
		右岸	同町大字同字同 8272 番地先		

出典：三重県 河川整備計画

第3項 水質状況

1. 水質調査(三重県)

各河川の汚濁状況を把握するため、環境基準の類型指定がなされている公共水域等で三重県及び四日市市による継続的な監視が行われています。

令和4年度から令和6年度までのBOD測定結果について、表2-7に示す5地点の環境基準値と比較したところ、全ての地点で環境基準値に適合していることがわかります。

表 2-7 水質測定結果（河川）

水域名	環境基準点名	測定機関	類型	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
					BOD 75%値		BOD 75%値		BOD 75%値
朝明川(上流)	朝明橋	三重県	A	○	1.2	○	1.3	○	0.8
朝明川(下流)	朝明大橋	三重県	B	○	1.4	○	0.9	○	0.7
海蔵側(上流)	海蔵橋	四日市市	A	○	1.3	○	1.5	○	1.6
海蔵側(下流)	新開橋	四日市市	B	○	1.5	○	1.5	○	1.8
三滝川(全域)	三滝橋	四日市市	A	○	1.5	○	1.0	○	1.4

参考：三重県サステナビリティレポート

2. 水質調査（菰野町）

本町内を流れる各河川等水質の現況を把握するため、水質調査を実施しており、令和4年度から令和6年度の3年間における調査結果を表2-8（1）、（2）、（3）に示します。

各調査地点は、前述の朝明川、海蔵川、三滝川に設けられる県環境基準点の上流部に位置するため、環境基準A類型と比較を行うと、環境基準に定められた項目の達成状況は表2-8に示すとおりとなりました。

表 2-8 水質調査の達成状況

	基準値 (A 類型)	調査結果	備考
PH	6.5 以上 8.5 以下	6.6~9.1	No. 36（竹谷川千種幼保園南）において令和4年度、令和5年度に環境基準値を上回るアルカリ性値を示したが、令和6年度は基準値内となりました。その他の地点においては、環境基準値を満たしています。
BOD	2mg/ℓ 以下	検出下限値未満 ~11.0	No. 3（金溪川 山神橋直下）、No. 15（大口川 川北菰野東員線の橋下流）、No. 19（大日池竹成地内）、No. 24（楠根溜田光地内）、No. 33（お花溜 小島地内）の5地点において環境基準値を超過しました。
SS	25mg/ℓ 以下	検出下限値未満 ~25.0	環境基準を超過した数値は検出されませんでした。
DO	7.5mg/ℓ 以上	6.8~15.0	No. 9（蟹池神森地内）、No. 27（弁天池田口地内）の2地点において環境基準値を下回っています。その他の地点では環境基準値を満たしています。
大腸菌数	300CFU/ 100ml 以下	0~10,000 超	37地点のうち18地点で環境基準値を超過しています。特にNo. 11（竹谷川下流四日市市境界）、No. 14（大口川 野丈明橋直下）、No. 15（大口川 川北菰野東員線の橋下流）の3地点では10,000CFU以上の数値が検出されています。

表 2-8 (1) 水質測定結果

地区名	No.	採取場所	対象年度	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 BOD	浮遊物質量 SS	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
					mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100ml
				環境基準 項目類型Aにおける基準値	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上
菰野地区	1	三滝川 神明橋直下	R4	7.6	1.5	<0.5	11.0	32
			R5	7.6	<0.5	<0.5	8.0	15
			R6	7.5	<0.5	<0.5	9.8	44
	2	瀬戸川 谷口橋直下	R4	7.5	<0.5	1.7	11.0	22
			R5	7.5	<0.5	0.5	9.3	69
			R6	7.4	<0.5	<0.5	9.8	280
	3	金溪川 山神橋直下	R4	7.9	<0.5	1.7	10.0	25
			R5	7.9	0.7	5.0	8.8	34
			R6	7.8	2.1	25.0	10.0	32
	4	赤川/金溪川合流点	R4	7.7	0.9	2.2	10.0	100
			R5	7.8	0.5	5.7	9.0	71
			R6	7.4	1.5	8.0	8.8	890
	5	三滝川 大羽根園北	R4	7.5	<0.5	<0.5	10.0	10
			R5	7.8	0.8	<0.5	9.3	93
			R6	7.4	0.7	2.2	8.9	1,200
	6	乙女川 たかぎ橋直下	R4	7.4	<0.5	0.7	10.0	9
			R5	7.3	<0.5	<0.5	9.5	55
			R6	7.1	<0.5	<0.5	9.1	120
	7	金溪川下流 山上橋直下	R4	7.6	<0.5	1.0	11.0	150
			R5	7.6	1.0	3.0	8.8	56
			R6	7.5	1.4	7.5	9.2	1,200
	8	三滝川下流 黒田橋直下	R4	7.6	<0.5	<0.5	10.0	41
			R5	7.3	<0.5	0.5	8.6	14
			R6	7.4	0.5	7.5	9.1	1,200
9	蟹池 神森地内	R4	6.9	<0.5	0.5	7.8	7	
		R5	6.6	<0.5	<0.5	6.8	0	
		R6	6.6	<0.5	<0.5	6.9	6	
鵜川原地区	10	阿弥陀川 阿弥陀橋直下	R4	7.4	<0.5	1.0	9.6	5
			R5	7.2	<0.5	<0.5	9.0	31
			R6	7.1	0.5	2.5	8.7	23
	11	竹谷川下流 四日市市境界	R4	7.6	<0.5	0.7	10.0	>10,000
			R5	7.5	<0.5	0.7	9.3	58
			R6	7.2	1.6	10.0	9.0	3,000
	12	下村地内の川 玉葛水の直下	R4	7.8	0.6	0.7	11.0	73
			R5	7.5	0.5	1.0	10.0	71
			R6	7.4	0.8	4.5	9.5	77
	13	海蔵川下流 四日市市境界	R4	7.3	<0.5	1.0	10.0	26
			R5	7.2	<0.5	1.0	9.1	64
			R6	7.2	1.0	14.0	9.1	44
	14	大口川 野丈明橋直下	R4	8.1	1.1	1.5	14.0	790
			R5	7.6	0.5	1.0	10.0	4,300
			R6	7.3	2.0	4.0	9.6	>10,000
15	大口川 川北菰野東員線の橋下流	R4	7.8	6.8	5.0	11.0	3,400	
		R5	7.5	2.4	1.0	9.8	>10,000	
		R6	7.4	1.8	2.7	9.4	5,000	

表 2-8 (2) 水質測定結果

地区名	No.	採取場所	対象年度	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 BOD	浮遊物質量 SS	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
					mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100ml
	環境基準 項目類型Aにおける基準値			6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
竹永地区	16	永井排水路 井手神社前の橋直下	R4	7.0	0.7	0.5	10.0	48
			R5	7.1	1.7	4.7	8.2	140
			R6	7.5	0.5	1.7	10.0	150
	17	保々溜流入水路 保々溜の西	R4	7.6	<0.5	1.0	11.0	39
			R5	7.5	<0.5	0.7	9.7	20
			R6	7.5	0.8	2.2	9.8	78
	18	朝明川 永井橋後方	R4	7.7	<0.5	<0.5	11.0	57
			R5	7.4	<0.5	<0.5	8.9	120
			R6	7.5	<0.5	<0.5	8.8	70
	19	大日池 竹成地内	R4	7.2	2.4	9.4	10.0	38
			R5	7.2	0.5	2.5	8.2	260
			R6	7.1	1.1	19.0	7.7	650
朝上地区	20	田光川 八風キャンプ場前	R4	7.5	<0.5	1.5	11.0	9
			R5	7.5	<0.5	<0.5	9.3	8
			R6	7.5	<0.5	1.5	8.9	80
	21	田光川 旧射撃場跡前直北	R4	7.9	<0.5	<0.5	11.0	9
			R5	7.7	<0.5	<0.5	9.6	15
			R6	7.7	0.5	<0.5	9.2	320
	22	田光川 旧射撃場跡上流	R4	7.7	<0.5	<0.5	11.0	12
			R5	7.7	<0.5	<0.5	9.2	13
			R6	7.6	<0.5	<0.5	9.0	490
	23	田光川 相生橋直下	R4	7.5	<0.5	<0.5	11.0	230
			R5	7.5	<0.5	<0.5	9.3	120
			R6	7.5	<0.5	<0.5	9.1	310
	24	楠根溜 田光地内	R4	7.1	1.2	5.7	8.9	120
			R5	8.2	4.3	11.0	12.0	41
			R6	7.3	2.6	10.0	9.8	160
	25	焼合川 焼合橋直下	R4	7.2	0.5	<0.5	11.0	60
			R5	7.3	0.5	<0.5	9.3	110
			R6	7.3	0.5	<0.5	9.7	330
	26	杉谷川 杉谷橋直下	R4	7.5	<0.5	<0.5	11.0	100
			R5	7.4	<0.5	1.0	8.8	140
			R6	7.6	<0.5	2.0	9.7	360
	27	弁天池 田口地内	R4	7.1	0.9	6.0	7.1	15
			R5	7.3	1.0	2.7	8.0	11
			R6	7.2	1.0	4.0	7.5	18
28	山合川 田口バス停前	R4	7.4	<0.5	<0.5	11.0	410	
		R5	7.5	<0.5	5.5	9.4	110	
		R6	7.4	<0.5	2.7	8.8	100	
29	酒屋溜 田口新田	R4	7.4	0.7	3.0	10.0	5	
		R5	8	0.7	3.0	10.0	12	
		R6	7.8	1.7	6.5	9.6	3	
30	田口川 稲荷橋直下	R4	7.6	0.5	0.7	11.0	250	
		R5	7.5	1.2	1.7	8.9	140	
		R6	7.7	1.1	3.0	9.0	740	

表 2-8 (3) 水質測定結果

地区名	No.	採取場所	対象 年 度	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊物質 SS	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
	単位				mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100ml
	環境基準 項目類型Aにおける基準値			6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
朝 上 地 区	31	養父川 ミルクロードの西	R4	7.5	0.7	0.7	11.0	68
			R5	7.4	0.7	3.5	9.2	19
			R6	7.5	0.5	2.0	9.0	65
	32	保々川 大安町境界西	R4	7.5	0.6	1.0	11.0	60
			R5	7.6	0.6	1.0	9.9	54
			R6	7.6	0.5	2.2	9.0	120
	33	お花溜 小島地内	R4	8.3	11.0	8.9	15.0	21
			R5	7.5	6.1	21.0	10.0	57
			R6	8.3	4.6	24.0	13.0	3,400
千 種 地 区	34	朝明川 奥郷橋直下	R4	7.8	<0.5	<0.5	10.0	46
			R5	7.7	<0.5	0.7	9.1	190
			R6	7.7	<0.5	<0.5	9.9	66
	35	鳥井戸川 東江野橋直下	R4	7.4	<0.5	0.7	10.0	34
			R5	7.5	<0.5	<0.5	9.3	230
			R6	7.5	<0.5	<0.5	9.6	88
	36	竹谷川 千種幼保園南	R4	8.7	0.7	3.5	11.0	42
			R5	9.1	0.8	4.7	9.4	17
			R6	8.5	0.8	2.5	10.0	210
	37	潤田神社 横	R4	7.5	0.6	1.2	10.0	700
			R5	7.6	0.5	1.0	9.4	22
			R6	7.3	0.8	1.2	9.7	30

第3章 生活排水処理の現況と課題

第1節 生活排水処理の概要

第1項 生活排水の処理体系

本町における一般廃棄物のうち生活排水については、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲取りによって処理されています。本町内で発生する生活排水（し尿及び雑排水）の処理フローを図3-1で示します。

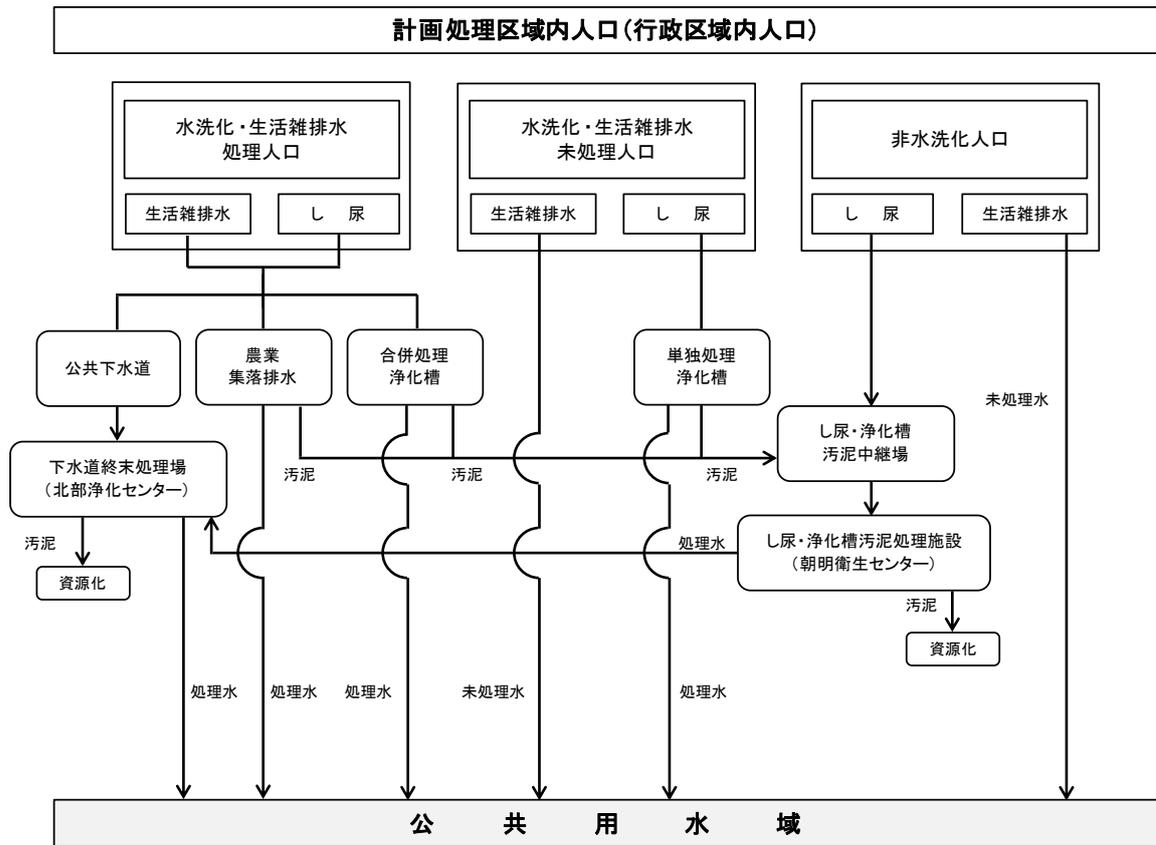


図3-1 生活排水の処理フロー

第2項 生活排水の処理主体

本町的生活排水の処理主体は表3-1のとおりです。

表3-1 生活排水の処理主体

処理手法	処理対象排水	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	菰野町
農業集落排水	し尿、生活雑排水	菰野町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
汲取り	し尿	菰野町が収集

第3項 生活排水の処理形態別人口及び生活排水処理施設整備率の推移

本町における過去5か年の生活排水の処理形態別人口を表3-2、図3-2に示します。

公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による水洗化・生活雑排水処理人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽、汲取りによる未処理人口は減少傾向にあります。これにより、生活排水処理施設整備率は上昇傾向を示しています。

公共下水道による供用区域の拡大に伴い、処理人口が増加傾向にある一方で、合併処理浄化槽による処理人口は減少傾向を示しています。

表3-2 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理施設整備率の推移 (単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	41,670	41,390	41,189	40,931	40,657
公共下水道	28,844	29,766	30,192	30,920	31,507
集落排水施設等	3,210	3,210	3,210	3,210	3,210
合併処理浄化槽等	6,620	5,852	5,311	4,501	3,827
未処理人口	2,996	2,562	2,476	2,300	2,113
生活排水処理施設整備率	92.8%	93.8%	94.0%	94.4%	94.8%

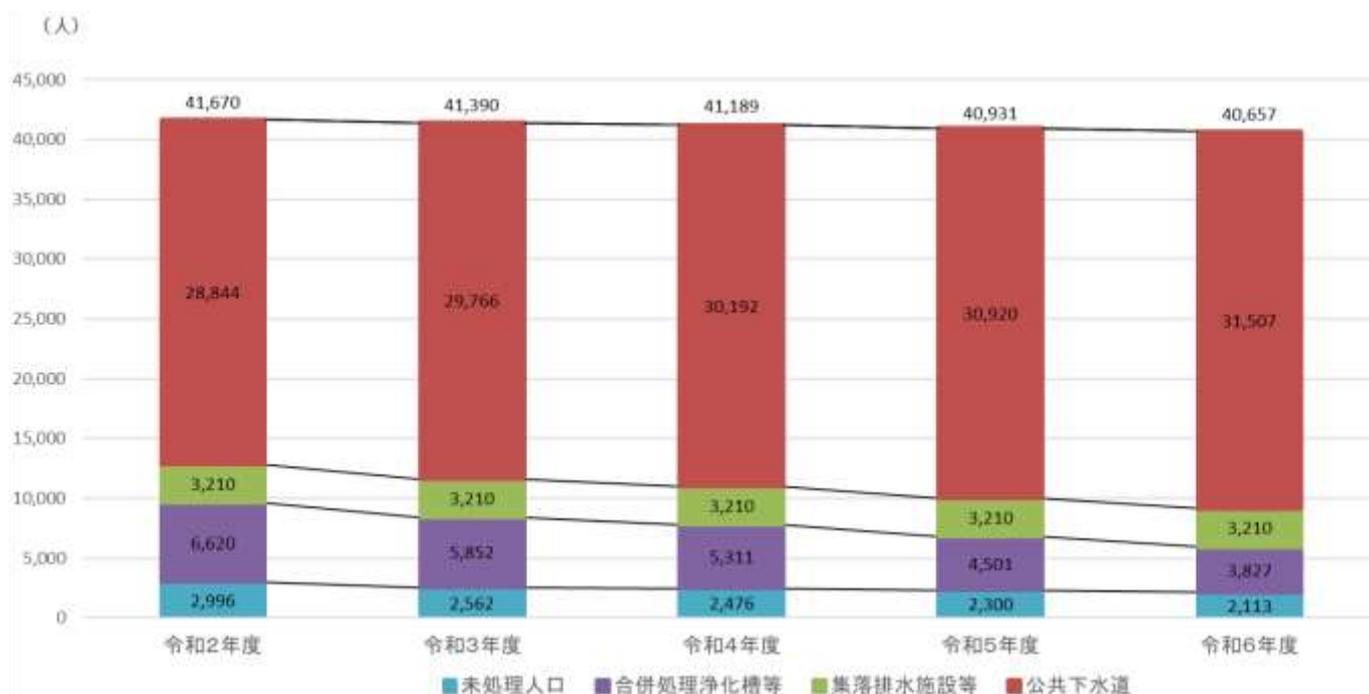


図3-2 生活排水処理形態別人口の推移

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の収集状況

第1項 収集運搬の現状

し尿については委託業者が、浄化槽汚泥については許可業者が収集運搬を行っており、いずれも収集後はし尿・浄化槽汚泥中継場に一時的に貯留しています。

委託及び許可業者を表3-5に、最近5か年のし尿及び浄化槽汚泥の処理量実績を表3-6、図3-3に示します。

表3-5 委託及び許可業者

	委託業者名	所在地
し尿	(株)清友社	菰野町大字潤田994番地
	(有)坂倉産業	菰野町大字潤田995番地

	許可業者名	所在地
浄化槽汚泥	(株)東産業	四日市市野田1丁目8番38号
	(株)環衛	川越町大字高松字川下1368番地の1
	(株)中央クリーンメンテ	四日市市楠町北五味塚1335番地の1

表3-6 し尿及び浄化槽汚泥処理量実績 (単位：k0)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	2,713	2,655	2,554	2,340	2,123
浄化槽汚泥	9,524	8,999	8,957	8,364	8,100
合計	12,237	11,654	11,511	10,704	10,223

出典：三重県 一般廃棄物処理事業のまとめ

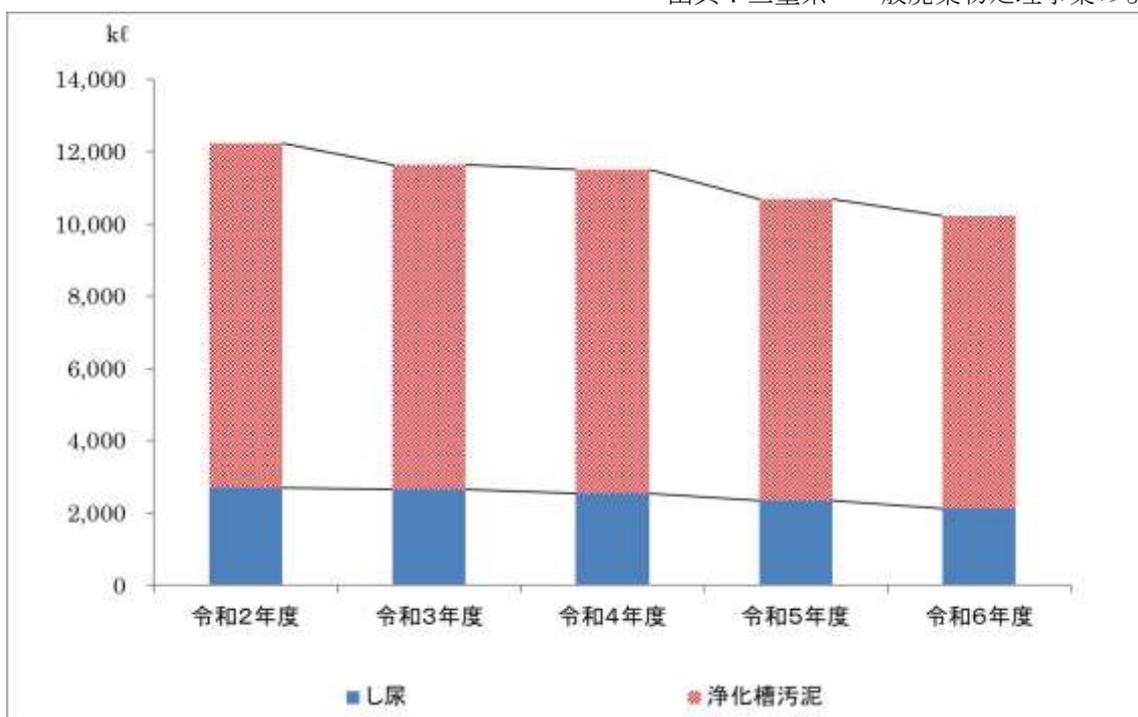


図3-3 し尿及び浄化槽汚泥処理量実績

1. し尿の処理量

令和6年度のし尿処理量は2,123kℓであり、令和2年度比で21.7%減少しています。汲取り槽、単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換、公共下水道供用区域の拡大に伴い、減少傾向となっています。

2. 浄化槽汚泥の処理量

令和6年度の浄化槽汚泥処理量は8,100kℓであり、令和2年度比で15.0%減少しています。処理人口の減少に伴い、減少しているものと推測されます。

第2項 し尿・浄化槽汚泥中継場

現在、朝上地区小島地内にし尿・浄化槽汚泥中継場があり、町内から収集したし尿及び浄化槽汚泥を貯留槽に一時的に貯留しています。100m³の貯留槽が2基あり、令和2年度以降における各年度の1日あたりのし尿及び汚泥収集量は約29.3～33.4kℓで、余剰容量を調整しながら収集運搬を行っている状況です。

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

第1項 中間処理施設（朝明衛生センター）の経緯及び概要

現在、本町のし尿・浄化槽汚泥中継場で貯留したし尿及び浄化槽汚泥は、三重郡川越町地内に立地する朝明衛生センターに運搬、処理されています。朝明衛生センターは嫌気性消化方式によるし尿処理施設として昭和43年5月から処理を開始しました。また、平成8年6月から高負荷脱窒素処理方式による処理を行い、処理水については、川越町公共下水道へ放流し、汚泥は脱水処理後、場外搬出しています。表3-7に施設の概要を示します。

表3-7 朝明衛生センターの概要

区 分	施 設 概 要	
施設名	朝明衛生センター	
敷地面積	21,563.1㎡	
処理能力	300kℓ/日	
処理方式	高負荷脱窒素処理方式	
汚泥処理方式	脱水処理	
放 流 水 質	PH	5.1～8.9
	BOD	600mg/ℓ未満
	COD	(規定なし)
	SS	600mg/ℓ未満
	T-N	240mg/ℓ未満
	T-P	32mg/ℓ未満
	鉍油類含有量	5mg/ℓ以下
	動植物油類含有量	30mg/ℓ以下
	沃素消費量	220mg/ℓ未満
	アンモニア性窒素等	380mg/ℓ未満
	水温	45℃未満

第2項 下水道終末処理場（北部浄化センター）の経緯及び概要

本町の家や工場から排水された汚水のうち公共下水道を通るものは、三重郡川越町に立地する北部浄化センターに流れ込み、処理されています。北部浄化センターは、本町を含む3市4町の汚水を処理し、地域の河川及び伊勢湾の水質汚濁防止、住民の生活環境改善を目的として昭和51年度から事業を開始し、昭和62年度に供用を開始しました。処理方式は、「嫌気－無酸素－好気法」、「標準活性汚泥法」の併用である。表3-8に施設の概要を示します。

表 3-8 北部浄化センターの概要

区 分		施 設 概 要	
処理場名		北勢沿岸流域下水道 北部浄化センター	
敷地面積		37.68ha	
現有処理能力		149,490m ³ /日	
幹線管渠延長 (放流渠を除く。)		95.50km	
処理方式		嫌気・無酸素・好気法 標準活性汚泥法	
平均 (mg / ℓ 水 質)	BOD	3.4	令和6年度 実績
	COD	8.4	
	T-N	9.4	
	T-P	1.1	

出典：みえの下水道

第3項 し尿及び浄化槽汚泥処理の概要

朝明衛生センターで処理されたし尿及び浄化槽汚泥のうち、処理水は川越町公共下水道を通り北部浄化センターに流れ込み、汚泥は脱水処理後、場外運搬処分されています。また、北部浄化センターに流れ込み、処理された汚水のうち、処理水は公共用水域に、汚泥はセメント原料化され、資源化されています。

第4項 処理費用

生活排水処理に係る費用を表3-9に、生活排水処理に係る一人当たり費用を表3-10及び図3-4に示します。

処理及び維持管理費について、菰野町一人当たり処理費用は、令和元年度を除き、三重県一人当たり処理費用（処理及び維持管理費/人口総数）を上回っています。令和7年度にアクションプランを見直したことにより、合併処理浄化槽で処理する区域が拡大され、引き続き浄化槽汚泥処理に係る費用が見込まれます。

表 3 - 9 生活排水処理費用 (単位：千円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
建設費	0	0	0	0	0	0	
処理 及 び 維持 管理 費	人件費	2,428	2,996	3,158	3,222	3,455	4,091
	施設修繕費	1,736	13,372	15,270	1,254	1,440	1,907
	物品等購入費	144	104	88	94	14	13
	処理費(収集運搬費)	63,874	62,615	60,241	59,212	57,801	53,969
	維持管理委託費	2,023	5,286	7,018	2,528	8,798	2,528
	組合負担金	53,693	54,804	57,780	57,861	58,226	54,372
	その他	302	497	278	321	387	337
小計	124,200	139,674	143,833	124,492	130,121	117,217	
合計	124,200	139,674	143,833	124,492	130,121	117,217	

表 3 - 1 0 生活排水一人当たり処理費用

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菰野町処理及び維持管理費(百万円)	125	140	144	125	131	118
三重県処理及び維持管理費(百万円)	7,449	5,960	5,338	5,647	5,218	5,021
菰野町人口総数(人)	41,722	41,613	41,536	41,324	41,028	40,810
三重県人口総数(人)	1,812,396	1,800,585	1,785,633	1,772,560	1,756,672	1,738,731
菰野町一人当たり処理費用(円/人)	2,996	3,364	3,467	3,025	3,193	2,891
三重県一人当たり処理費用(円/人)	4,110	3,310	2,989	3,186	2,970	2,888

出典 三重県処理及び維持管理費は「環境省：日本の廃棄物処理」を、人口総数は、「三重県：一般廃棄物処理事業のまとめ」(毎年10月1日付)より 町処理費用は財務会計年度

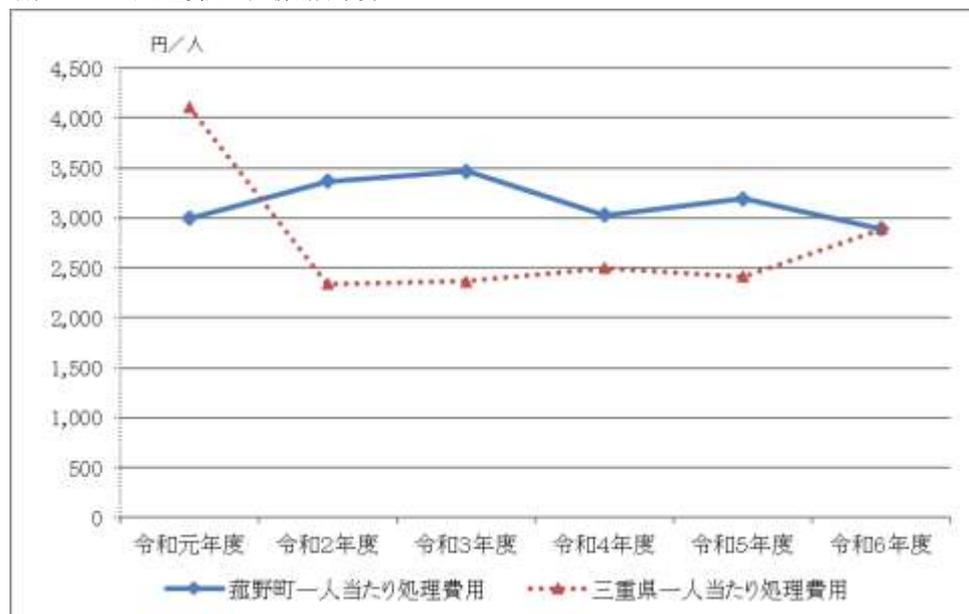


図 3 - 4 生活排水一人当たり処理費用

第4節 生活排水処理の課題

第1項 生活雑排水の未処理放流について

本町の生活排水処理施設整備率は、令和6年度末で94.8%であり、県平均（90.0%）を上回っています。しかし、残る5.2%の生活雑排水は、未処理で公共用水域に排出されている状況であり、水質汚濁の一因となっています。

第2項 単独処理浄化槽の転換について

単独処理浄化槽は、し尿を処理するもので、生活雑排水は処理できません。平成13年の浄化槽法の改正により、合併処理浄化槽のみが浄化槽として取り扱われるようになったため、本町は補助金等で合併処理浄化槽への転換を推進していますが、さらなる合併浄化槽や公共下水道への転換が課題となっています。

第3項 生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減について

生活雑排水は、家庭や事業所等の厨房、風呂場、洗濯場等から排出される汚水であり、前述のとおり、未処理での排出は公共用水域の水質悪化の一因となっています。また、公共下水道や合併処理浄化槽等で処理する場合であっても、処理システムへの過剰な負荷は処理水の水質悪化を招き、さらには公共用水域の汚濁へとつながります。したがって、排出源での汚濁負荷排出量削減は、処理システムへの負荷を軽減し、適正処理が継続できることから、水環境の保全に寄与します。

排出源での汚濁負荷排出量削減とは、たとえば台所での調理くずや食品残渣の回収、食器等の汚れをふき取ってから水洗することなどが挙げられます。

第4項 合併処理浄化槽の適正な維持管理について

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下で、下水道終末処理施設の二次処理水とほぼ同等の水質です。また、設備費用が安価で、設置に要する期間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っています。しかし、清掃、点検等の維持管理が適正に行われないと、その性能を発揮することはできません。浄化槽の維持管理は、設置者及び使用者の責任において、その多くが民間事業者で行われているため、適正な維持管理方法について周知していく必要があります。

第5項 循環型社会形成への貢献について

従来の生活排水処理は、衛生処理の普及を主目的に実施されてきましたが、さらに、現在では、循環型社会の形成に寄与することが求められています。その一つの手法として、生活排水処理施設で発生する汚泥は、有機質を多く含むため、堆肥化等の資源化により有効利用することなどが挙げられます。

第6項 電算システムの更新について

し尿汲取りの手配、手数料の口座振替等については、電算システムで行っており、手作業では困難な取扱件数に上っています。適正に生活排水処理行政を執行するために、適正な時期にシステム更新を行うなど今後も引き続き電算システムによる管理を継続していく必要があります。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の基本方針

第1項 第6次菰野町総合計画における生活排水処理施策

本町は令和3年度に第6次菰野町総合計画を策定しており、その中で生活排水に関する目指す方向を次のとおり示しています。

1. 汚水処理施設の充実を図ります。

- ・当町の汚水処理については、経済性の比較を基本としつつ、公共用水域の水質保全の重要性等の地域特性を総合的に勘案し、集合処理及び個別処理の区域判定を行っています。
- ・公共下水道等の計画区域外については、浄化槽の普及促進に努め、設置に対し費用の一部を補助しています。こうした取り組みが、水質保全及び水質改善という形で、公共用水域の水質検査結果に表れています。
- ・生活排水処理施設については、令和8年度までで概ね整備を完成させていくという方針を国が打ち出しており、今後は、人口減少、経済性、整備時期等を踏まえ公共下水道等の適切な整備区域の見直しについても検討し、最終的に下水道が整備されない区域においては、浄化槽の整備を促すことが必要です。
- ・設置された浄化槽については、適正に維持管理が行われていなければ、浄化機能の低下により公共用水域の水質汚濁につながることから、適正な維持管理が行われるよう啓発に努めるとともに、不適切な浄化槽に対しては県等の関係機関に是正の指導等について要請を行う必要があります。

2. 下水道事業の普及推進と健全な経営に努めます。

- ・公共下水道等の施設整備には多額な投資が伴うことから、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が求められつつあります。

第2項 三重県生活排水処理アクションプログラム

三重県では、平成4年度に「全県域下水道化構想」を策定し、生活排水処理施設の整備を総合的かつ効率的に推進するための基本構想を策定しました。平成8年度にはこれを見直し、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」をとりまとめ、平成17年度、平成24年度、平成28年度に計画を見直し、市町とともに整備推進に取り組まれています。生活排水処理施設の整備事業を所管する国土交通省、環境省、農林水産省は、平成26年1月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を合同で策定し、都道府県構想の見直しを進めています。

このような中、三重県では令和8年度の生活排水処理アクションプログラムの見直しを見据えた点検作業を実施しています。

第3項 生活排水処理における今後の取組

- ・生活排水処理の整備完了後についても、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、処理を継続し、浄化槽汚泥の処理を将来にわたり行っていきます。
- ・浄化槽の適正な管理と共に、汚濁負荷源となる調理くずや廃食油等の処理を徹底することで環境負荷を抑え、水環境の保全に努めるよう啓発します。
- ・汲取りの手配、手数料の収納管理など生活排水対策事務を正確、効率的に執行するため、電算システムによる情報管理を行います。

第2節 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、令和12年度を第一次目標年次、令和17年度を第2次目標年次とします。

なお、本計画について、計画策定の前提となる諸条件が、社会的情勢等により大きく変化した場合、適宜見直しを行い、柔軟に対応するものとします。

～	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	～
		計 画 期 間											
						第1次目標年次					第2次目標年次		

第3節 生活排水の処理主体

生活排水に係る処理主体は次のとおりとします。

計画目標年度（令和17年度）における生活排水の処理主体を表4-1に示します。

表4-1 生活排水の処理主体（令和17年度）

処理手法	処理対象排水	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	菰野町
農業集落排水	し尿、生活雑排水	菰野町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
汲取り	し尿	菰野町が収集

第4節 生活排水処理基本計画

第1項 計画目標

令和7年度にアクションプランの見直しを行い、下水道未整備区域における今後の最適な生

活排水処理施設の整備手法について検討し、湯の山区域、神明区域、江野区域、菰野インターチェンジ付近、川北工業地区地区計画区域を下水道による集合処理の区域から、合併処理浄化槽で生活排水を個別処理する区域に変更し、整備する方針をとりまとめました。(資料1参照)

第2項 計画期間における生活排水処理施設整備方針

公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進し、令和12年度を第一次目標年次、令和17年度を第二次目標年次とし、生活排水処理施設整備率の目標を以下のとおりとします。

現在	令和6年度	生活排水処理施設整備率	94.8%
第一次目標年次	令和12年度	生活排水処理施設整備率	98.8%
第二次目標年次	令和17年度	生活排水処理施設整備率	100%

表4-2 水洗化・生活雑排水処理人口の目標 (単位：人)

	令和6年度	第一次目標年次 (令和12年度)	第二次目標年次 (令和17年度)
行政区域内人口(人口総数)	40,657	39,260	38,740
計画処理区域内人口	40,657	39,260	38,740
水洗化・生活雑排水処理人口	38,544	38,782	38,740

表4-3 処理形態別人口の見込 (単位：人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画処理区域内人口(行政区域内人口)	40,424	40,190	39,957	39,724	39,491	39,260
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	38,733	39,298	39,167	39,038	38,908	38,782
公共下水道	32,622	33,264	33,211	33,159	33,106	33,055
農業集落排水施設	1,793	1,783	1,773	1,762	1,752	1,742
合併処理浄化槽	4,318	4,251	4,183	4,117	4,050	3,985
2. 未処理人口	1,691	892	790	686	583	478
生活排水処理施設整備率	95.8%	97.8%	98.0%	98.3%	98.5%	98.8%
年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
計画処理区域内人口(行政区域内人口)	39,156	39,052	38,948	38,844	38,740	
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	38,794	38,809	38,822	38,837	38,740	
公共下水道	33,125	33,196	33,267	33,338	33,409	
農業集落排水施設	1,737	1,732	1,727	1,722	1,717	
合併処理浄化槽	3,932	3,881	3,828	3,777	3,614	
2. 未処理人口	362	243	126	7	0	
生活排水処理施設整備率	99.1%	99.4%	99.7%	100.0%	100.0%	

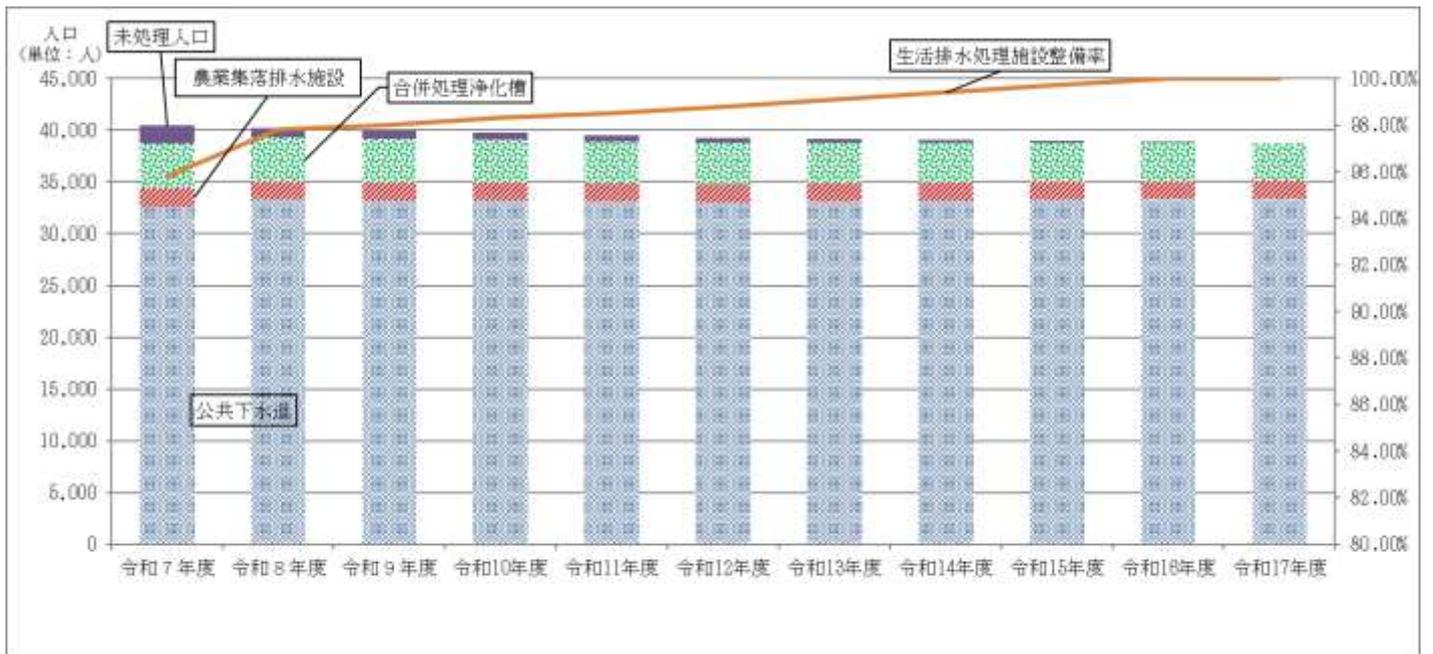


図4-1 処理形態別人口の見込

第3項 生活排水処理施設の整備計画

令和7年度のアクションプランの見直しを踏まえて整備方針を整理し、今後の整備計画の概要を表4-4に示します。

1. 公共下水道

平成6年度より北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連の公共下水道として既成市街地を中心に第1期事業計画を受け、事業に着手し、平成11年度より供用開始となりました。幾度にわたる事業計画区域の拡大を経て、事業計画区域約1,233.9ha(R5)となりました。

2. 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、町内4施設を供用していましたが、令和7年度にそのうち1施設において下水道への接続が完了しました。今後も適切な維持管理を継続するとともに、施設の更新を見据え、中長期的な視点に立ってそのあり方についての検討が進められています。

表 4 - 4 下水道整備計画の概要

年度	人口総数 (人)	整備区域内人口 (人)	供用人口普及率	整備面積 (ha)
令和7年度	40,424	34,594	85.6%	1,096.87
令和8年度	40,190	35,063	87.2%	1,173.77
令和9年度	39,957	35,513	88.9%	1,189.77
令和10年度	39,724	35,943	90.5%	1,205.77
令和11年度	39,491	36,210	91.7%	1,237.47
令和12年度	39,260	36,490	92.9%	1,294.27
令和13年度	39,156	36,759	93.9%	1,333.07
令和14年度	39,052	36,997	94.7%	1,349.07
令和15年度	38,948	36,825	94.5%	1,353.03
令和16年度	38,844	36,572	94.2%	1,353.03
令和17年度	38,740	35,126	90.7%	1,353.03

3. 合併処理浄化槽

下水道事業計画区域外においては合併処理浄化槽の設置に対する補助による整備促進を図るとともに、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促し、公共水域の水質保全に努めます。

今後の合併処理浄化槽整備計画の概要を表 4 - 5 に示します。

表 4 - 5 合併処理浄化槽整備計画の概要

令和7年度から令和17年度まで	50基/年
-----------------	-------

第5節 し尿及び生活雑排水の収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、町内全域を対象区域として行い、収集は、住民、事業者等からの申し込みにより行います。

また、公共下水道に接続した家庭で発生するし尿及び生活雑排水は、下水道管渠を經由して、川越町地内にある終末処理場に移送します。

収集運搬は、委託業者及び許可業者が行います。収集したし尿及び浄化槽汚泥を効率的に運搬するため、朝上地区小島地内のし尿・浄化槽汚泥中継場において、一時的に貯留し、そこから朝明衛生センターに運搬します。

各年度のし尿及び浄化槽汚泥量の推計を表 4 - 6 及び図 4 - 2 に示します。

表4-6 し尿及び浄化槽汚泥量の推計 単位：m³/日

	令和6年度(現況)	令和7年度	令和17年度
し尿汲み取り	4.98	4.53	0.00
単独処理浄化槽	1.11	1.01	0.00
合併処理浄化槽	8.27	9.33	7.81

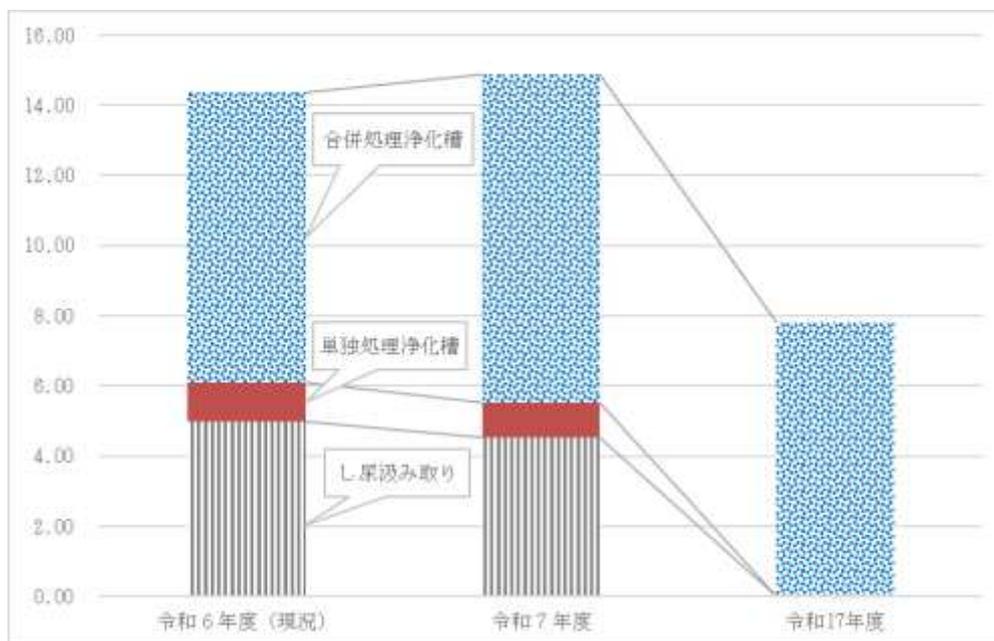


図4-2 し尿及び浄化槽汚泥量の推計

第6節 計画の進捗管理

第1項 生活排水処理基本計画

本計画は、令和12年度を第一目標年次、令和17年度を第二目標年次とする長期計画とします。このことから、5年毎に計画の進捗状況を確認し、必要に応じて本計画の見直しをします。

第2項 生活排水処理実施計画

本計画を踏まえ、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」をもとに、生活排水処理に係る実施計画を作成します。

第3項 計画管理

生活排水処理に関する処理状況の実態を確認及び調査し、計画の進捗状況を把握するとともに、その結果について公表します。また、目標達成に向け、必要な措置を講ずるなど着実な計画推進に努めます。

第7節 生活排水対策に関する取組

町域における公共用水域の水質悪化の一因として、各家庭や事業所等からの未処理での排水が挙げられます。快適な環境づくりのために、公共下水道整備など生活排水対策を総合的に実践していくためには、町民、事業者、行政が協働して取り組む必要があります。

【町民が日常生活で日頃から実施すべきこと】

- (1) 調理くずや廃食油などを排水溝に流さない。
- (2) 台所の流し台に三角かご、水切りネットなどを設置します。
- (3) 洗剤の適正利用に努めます。
- (4) 浄化槽の法定管理の徹底を行います。
- (5) 水路、溝などの清掃、しゅんせつに努めます。

【事業者が事業活動で日頃から実施すべきこと】

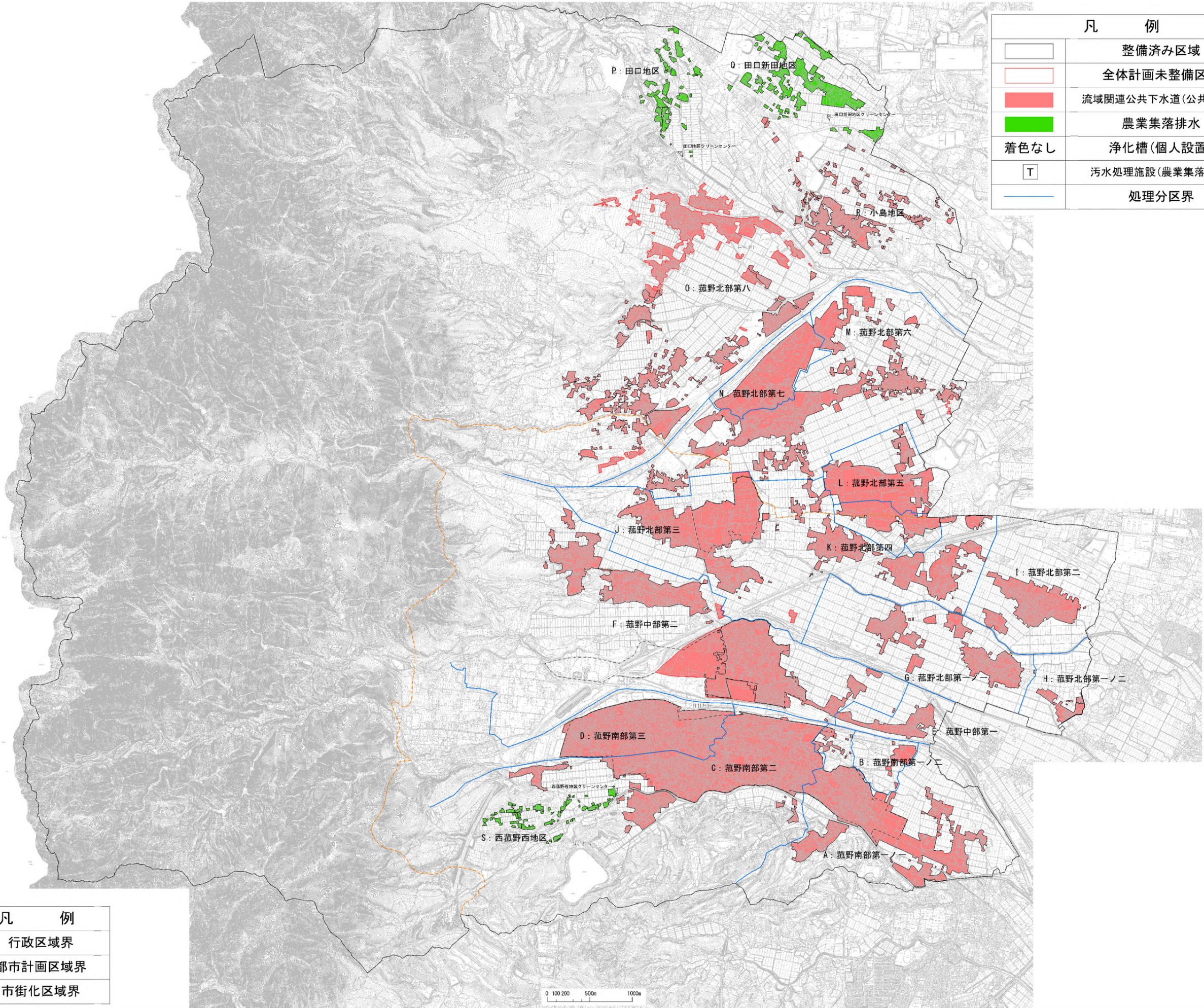
- (1) 水質汚濁の原因となる物質や原材料の使用にあたっては、十分配慮します。
- (2) 排水処理施設の適正管理と産業廃棄物の適正処理を行います。
- (3) 工場、事業場周辺の河川や水路の清掃に努めます。
- (4) 事業所内の環境啓発や環境教育を充実し、管理システムなどを徹底します。
- (5) 生活排水や事業活動に伴う排水が未処理の場合は、合併処理浄化槽等の整備を進めます。

【行政が実施すべきこと】

- (1) 浄化槽の維持管理の方法について啓発し、定期的な保守点検、清掃及び検査を行うよう啓発及び指導します。
- (2) 合併処理浄化槽の浄化能力や利点、設置・維持管理に対する補助金などを啓発し、普及を図ります。



凡 例	
	整備済み区域
	全体計画未整備区域
	流域関連公共下水道(公共・特環)
	農業集落排水
着色なし	浄化槽(個人設置)
	污水处理施設(農業集落排水)
	処理分区界



凡 例	
	行政区域界
	都市計画区域界
	市街化区域界

0 100 200 500m 1000m